入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成３０年３月２２日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
院　　長　　六 角　　裕 一

１　競争に付する事項

（１）調達件名

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院附属介護老人保健施設
吸収冷温水機分解点検整備

（２）調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

（３）履行期間

締結日 ～　平成３０年７月１５日

（４）履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
福島県二本松市成田町１丁目５５３番地

（５）入札方法

①落札者の決定については、入札書に記載された委託費及び各々の１食あたりの単価に履行期間の食数を乗じて得た額での総額を持って評価しますので、別紙「仕様書」等を参照のうえ、入札額を記載して下さい。

②入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとすること。

③　第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

２　競争に参加する者の必要資格に関する事項

（１）独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務

細則」という。）第５条及び第６条の規定に該当しないものであること。

（２）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ～Ｃ等級以上に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

（３）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去３年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

（４）直近２年間に支払うべき社会保険料、及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料について一切滞納が無いこと。

（５）過去３年間において１５０床程度の病院又は、宿泊定員１５０名程度のホテル、旅館等宿泊施設における業務（保守業務含む）実績を有すること。

（６）参加資格確認のための提出書類について

① 参加資格確認申請書

② 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査結果通知書の写し

③ 入札権限に関する委任状(代理人又は復代理人が入札する場合に限る。)

④ 契約に係る公表対象確認書(別紙7)

⑤ 保険料納付に係る申立書(別紙8)

⑥ 直近2年間に支払うべき社会保険料及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料について、納付が確認できる領収書(写し)や滞納がない旨の証明書。

⑦ 業務実績書(受託実績が3年以上あることが分かること。)

⑧ 誓約書(別紙9)

⑨ その他参考資料　会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）

※資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。また、一旦受理した書類は、差替え及び再提出を認めず返却もしない。なお、契約担当者は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

３　契約条項を示す場所

〒９６４－８５０１　福島県二本松市成田町１丁目５５３番地

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院

総務企画（経理）課　契約係

電話　０２４３－２３－１２３１

４　競争入札執行の場所及び日時

（１）入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　　上記３に同じ。
（２）入札書の受領期限
　　平成３０年４月９日（月）１５時００分 まで
　　（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）
（３）開札日時及び場所
　　平成３０年４月１０日（火）１１時００分 二階会議室

５　その他必要な事項
（１）入札保証金及び契約保証金　　「免除」
（２）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　「日本語及び日本国通貨」
（３）入札者に要求される事項
　　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に２（１）の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
（４）入札の無効
　　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
（５）契約書作成の要否　「要」
（６）契約の相手方の決定方法
　　契約事務細則第３４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
（７）詳細は入札説明書による。